

**迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会
第2回 資料3 加藤構成員発表資料**

2004年10月22日

ニフティ株式会社

常務取締役 インターネットビジネス本部長 加藤雄一

論点案1 「特定電子メール等の定義の見直し」 について

当社では現在法律で「特定電子メール*1」と定義されているものだけでなく、商用以外のメールなども含めて「インターネット利用者が受信を希望しないメール」を「迷惑メール」と考えています。

@nifty迷惑メール対策ポリシー(2004年5月制定)

本資料の末尾を
ご参照ください。

*1 現在の「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」では、「(略)電子メールの送信をする者(中略)が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信する電子メールをいう。」と定義されています。

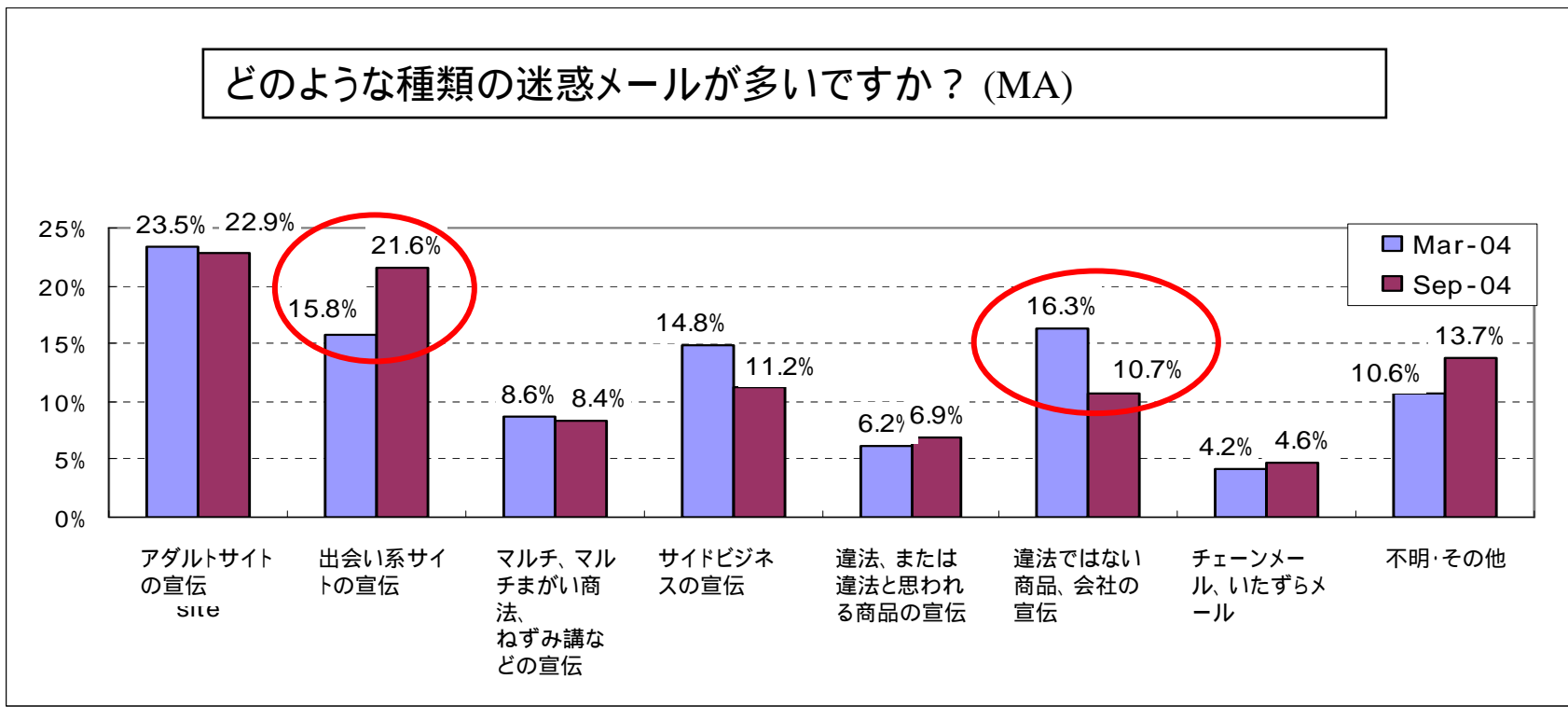
例 営利以外でも勧誘やサイトへの誘導などの目的で不特定多数に送られるメール、架空請求メール、フィッシング詐欺メール*2、ウイルスつきメール、チェーンメールなど

*2 フィッシング詐欺メールとは詐欺を行おうとする者がカード番号などの個人の情報を取得するために送信するメールです。

最近の迷惑メールの内容


当社会員に対するアンケート調査から(2004年3月、9月)

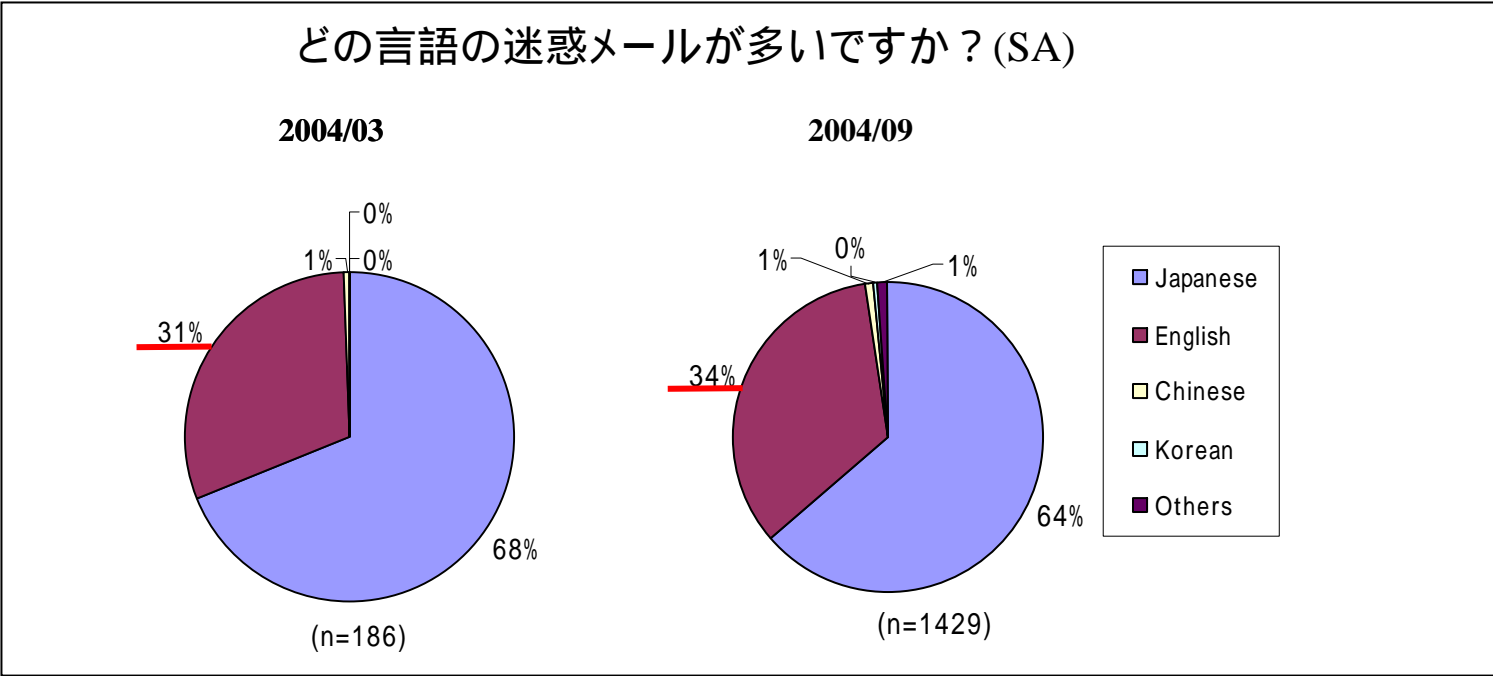
どのような種類の迷惑メールが多いですか？ (MA)



迷惑メールのかなりは海外から

スパムメールの言語の変化

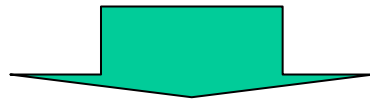
2004/03調査:英語: 31%  英語のスパムメールの増加
 2004/09調査:英語: 34%



現在の法律(「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第5条)では自動アドレス生成プログラムを用いて作成した架空メールアドレスへの送信についてのみ禁止されていますが、これでは範囲が狭すぎると思います。

最近の迷惑
メール送信
の手法

1. 最初に知人を装ったメールで返信されたアドレスへの送信
2. ゾンビスパム(次々項で紹介)を使った送信
3. ウイルスやスパイウェアで収集したアドレスへの送信
4. 闇で売買されるリストを購入しての送信(個人情報保護法にいう目的外利用に該当すると思われる)
5. 送信者情報や経路情報を詐称、偽装、隠匿しての送信



- このような手法で収集したアドレスへの送信や、送信者情報や経路情報を詐称、隠匿、偽装するようなメール送信は一律禁止対象にすべきと考えます。
- 一方、自動アドレス収集行為そのものは禁止しても実効性は薄いと思われます。

“知人を装って送信されるメール”の例

出会い系サイトへの誘導(広告宣伝を行うための手段として)を目的としていると推測されます。

From: "箕輪 子" <xxx@yyyy.co.jp>
Sent: Monday, September 00, 2004
Subject: こちらでよろしいのかしら？

美佐子です。この前はごちそうさまでした。言われたとおりのアドレスに送信してみました。きちんと届いてますか？

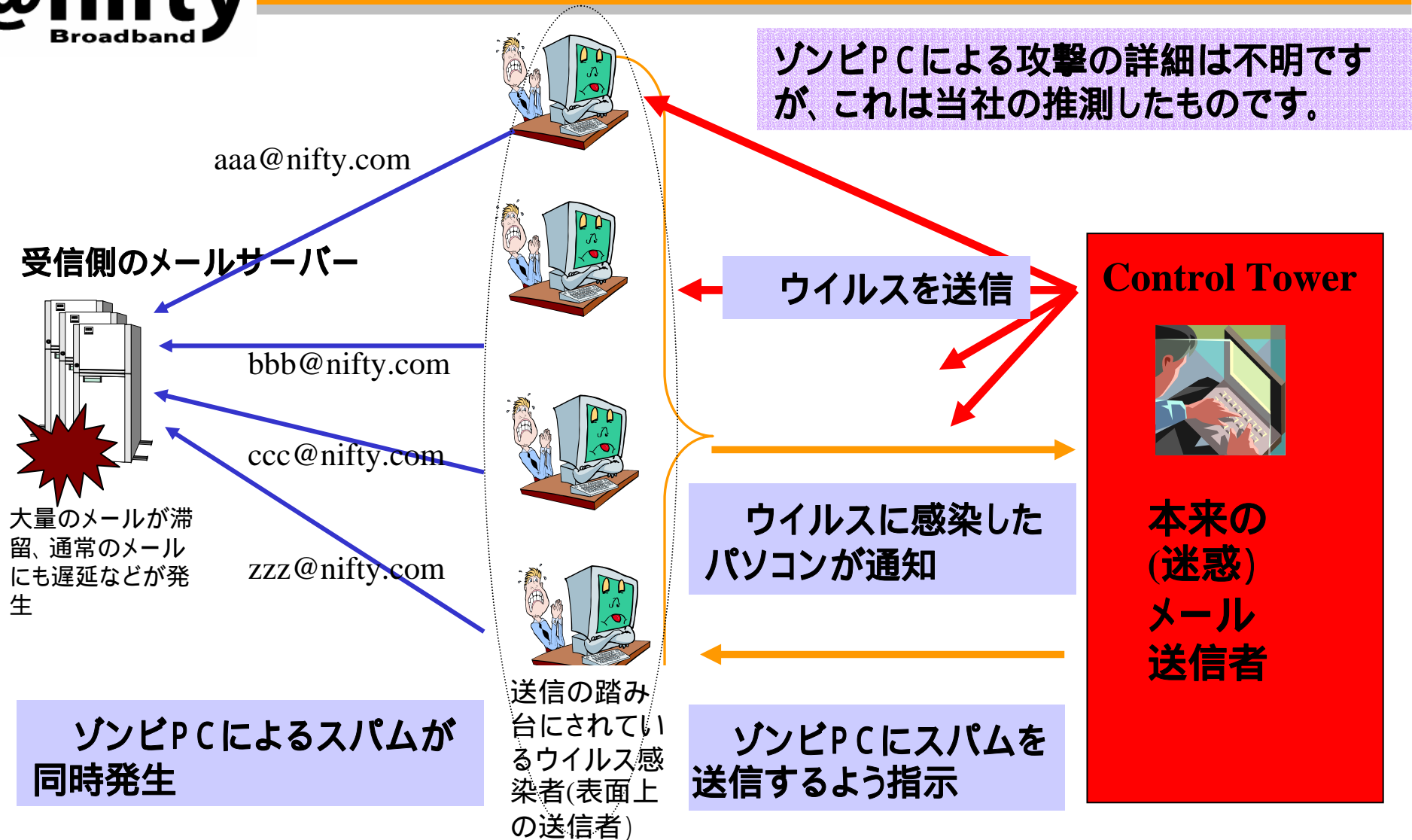
From: nanako xxxxx
Sent: Saturday, September00 , 2004
Subject: 栗原です。覚えていますか？

こんにちは。××子です。
なんかすごい久しぶりですね 急にメールしちゃったからびっくりしてます？どのくらいだろう…半年は経ったかな？
う～ん…でも本当に覚えていてくれるか、ちょっと心配です。
私は色々とバタバタしちゃって忙しいし…もう大変！
遊びに行きたいな～って思うけど、私はまだ一人…(; ;)もしかして、もういい人いたりします…か？
良かったらまたメールくださいよ(^^)一応写メも一緒に送りますね！
そうそう、メールアドレス新しくしました！！メール待ってます
(ここに顔写真)

From: "cccc haruka" <zzzz@xxxx.jp>
Sent: Tuesday, August 00, 2004
Subject: メールもらったので返信します

私のパソコンに件名も本文も書いていないメールが来たのでとりあえず返信してみました。
私は 女性で渡辺と申します。間違いだったらごめんなさい

ゾンビPCによるスパム送信の想定イメージ



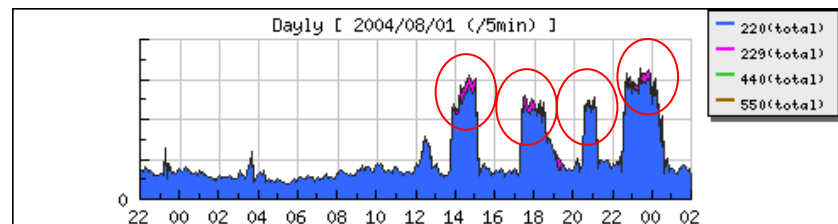
当社におけるゾンビPCによるスパムの事例

状況

- ・2004年7月22日から発生、27日にピーク、8月5日対策実施まで継続
- ・1日2, 3回発生、1回2 - 3時間継続、合計数十回
- ・通常のメールの3倍のトラフィックが生じる、合計数千万通(約10日間で)
- ・メールの滞留や遅延が通常のメールにも発生(ほとんど業務妨害に近い)

メールの実態

- ・韓国、中国、ブラジルを含む複数国のサーバーから着信
- ・1サーバーからの送信数は100通以下
- ・99%は宛先不明
- ・メールの内容はアダルト動画や出会い系サイトの宣伝と思われる*



○ ゾンビスパムによると思われるメールトラフィック

*この時期に当社社員に届いたメールの内容から推定

当社の考え

1. 迷惑メールの送信者が海外である場合や送信元を偽装している場合、ソニビスパムなどの場合には送信者を特定し法令違反に対し処置命令や処罰を行うことは困難です。実際、過去2年間の間に処置命令は3回しか行われていません。
2. 迷惑メールを減らすための法的な対処としては、むしろ事業者による自主的な対応(迷惑メールの着信拒否など)のできる範囲を拡大する方が実効性が高いと思います。またこの場合、今後発生すると思われる新たな手法に対してもより柔軟な対応ができると思われれます。

しかし、現在の特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第10条には

「一時に多数の架空電子メールアドレス(中略)へ送信がされた場合において」

「自己の電気通信役務の提供に著しい支障を生じるおそれがあると認められるとき(後略)」

の条件をどちらも満たした場合にのみ、「その電子メールにつき電気通信役務の提供を拒むことができる」とあるだけで、事業者判断による迷惑メールの着信拒否などは行いにくいのが現状です。

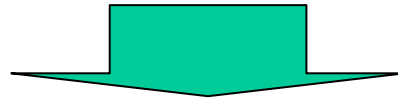


大量に架空アドレスへメール送信がなされた場合や、送信者情報や経路情報が詐称、偽装されたメールが大量に送られた場合については、事業者が迷惑メールとして着信拒否可能とするガイドラインと世論のコンセンサスを形成するべきと考えます。

なぜ送信者情報や経路情報詐称、偽装を問題とするか

電気通信事業者は通信の秘密、検閲の禁止の義務があることから、メールの内容を見て迷惑メールかどうかを判断し着信を拒否することはできません。

しかし大多数の確信犯的迷惑メールの送信者は法律による処罰を逃れるため、メールの送信者情報や送信の経路情報を詐称、偽装する傾向にあります。



このことから架空アドレスのみならず、送信者情報や経路情報を詐称、偽装するメールの着信を拒否する権利をメールを取り扱う電気通信事業者に与えることにより、違法な迷惑メールがメール利用者に対して悪影響を及ぼすことを未然に防ぐことができると思われれます。

そのようなことを可能にする各種技術(SPFなどの送信者認証技術)も世界的に標準化されつつあります。

利用の公平義務と迷惑メール着信拒否

また、大量の迷惑メールによりISPのメールが大幅に遅延するような状況でメールを取り扱う電気通信事業者がこれを着信拒否しても電気通信事業法第6条(利用の公平)でいう「不当な差別的取扱い」にならないと考えます。

(その理由)

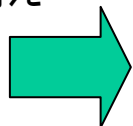
1. 受信者はこのようにして送られてくる迷惑メールを望んでいない。(迷惑と感じている)
2. 迷惑メールの送信者は海外を含むSPAM業者やその代理人、本人も気づいていないゾンビPCの所有者
3. 送信者が自らの発信者情報や経路情報を詐称、偽装、隠匿するなどしていて正体を隠している
4. このようにして送られてくるメールの大多数がエラーとなっており、メールシステムに障害を引き起こし、他の利用者にも悪影響を及ぼす。

このような着信拒否には事業者には法律上の責任を制限すること(免責)を法律に明記することも必要と考えます。

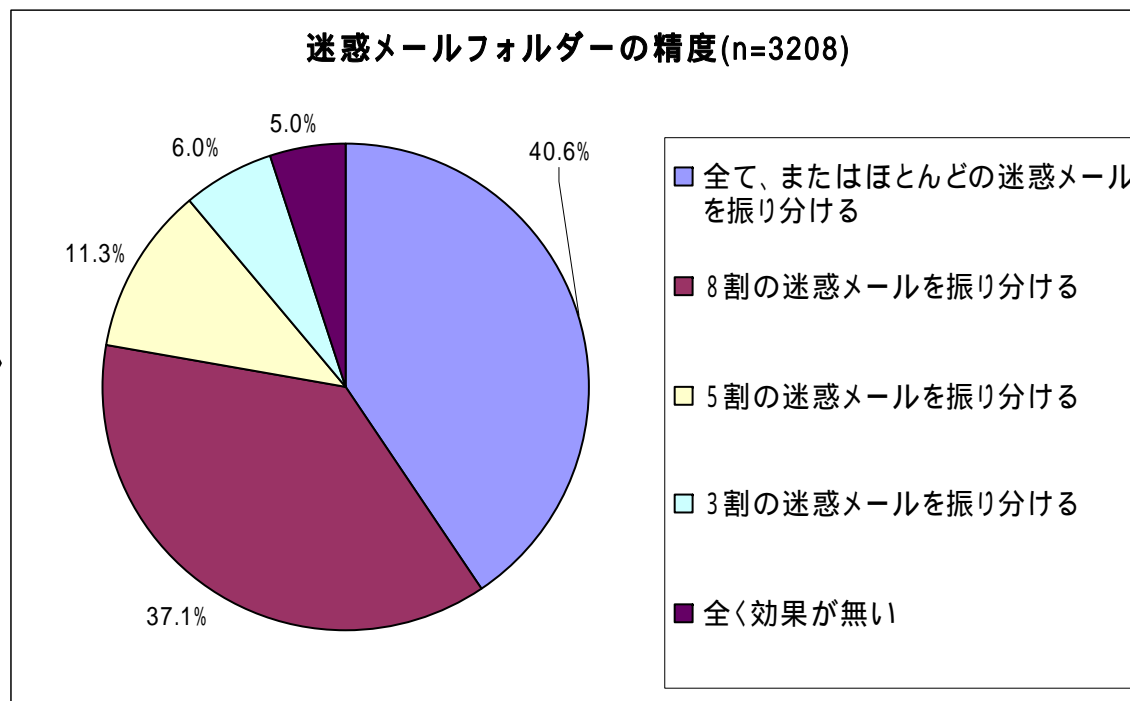
当社における利用者保護の対応

当社では会員に対し迷惑メールについての情報提供に努めるほか、独自の技術開発により希望者には迷惑メールを排除する各種の手段を無料で提供しております。(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第9条の努力義務として)

- 例**
- 送信者のメールアドレス、ドメイン、題名などから迷惑メールをフィルタする「スパムメールブロック」
 - 自己学習型フィルタを備えた迷惑メールフォルダ



これらの機能は利用者の設定により、利用者が迷惑メールと指定するメールをフィルタするものなので、電気通信事業者として検閲の禁止や通信の秘密を侵すものではありません。



1. 当社は、迷惑メールの存在が一般的なインターネット利用者に有害であるばかりか、インターネットの健全な発展に悪影響を与えるものと認識し、以下の方針で積極的に対策を行なってまいります。
2. 当社は、「インターネット利用者が受信を希望しないメール」を「迷惑メール」と定義し、迷惑メールを減少させるための対策を積極的に講じていきます。
3. 当社は、迷惑メール対策において当社会員、非会員を問わず、メール受信者の保護を最大限尊重します。
4. 当社は、悪質な迷惑メール発信者に対しては、当社会員、非会員を問わず、法的措置を含む厳格な対応を行なっていきます。
5. 当社は、迷惑メール対策について、常に最新の技術を取り入れた対策の機能や手法の提供に最大限の努力をしていきます。
6. 当社は、迷惑メールへの対応に取り組む場合において、電気通信事業法に基づく通信の秘密の保護、検閲の禁止、および電気通信役務の提供における利用の公平に関する各規定を遵守します。
7. 当社は、迷惑メール対策のための方策や技術情報の交換を目的に、他の事業者や行政機関とも積極的に協調を行なっていきます。
8. 当社は、迷惑メール対策に関する情報をインターネット利用者の方々向けに積極的に提供していきます。